

人事考課に関する相談等に関する要綱の取扱

制 定 平成 21 年 2 月 27 日
最近改正 平成 23 年 5 月 1 日

1 第 3 条関係（対象者）

「人事考課制度が適用されているすべての考課対象者」とは、次に掲げる人事考課制度の対象者をいう。

- (1) 目標によるマネジメント（MBO）を活用した業務実績評価
- (2) 勤務実績評価
- (3) 職員に対する人事考課

2 第 4 条関係（対象とする相談等）

対象とする相談等のうち、本人開示された当該年度の人事考課結果に関するものには、人事考課結果に基づき決定された昇任、昇給、勤勉手当といった任用及び勤務条件に関する事項は含まない。

3 第 6 条関係（一般相談・苦情相談）

- (1) 相談窓口において、人事考課制度全般及び人事考課の手続きに関する相談は、隨時受け付けるものとする。
- (2) 「口頭等により」とは、来学・電話・電子メール等によるものとする。なお、来学により相談を希望する場合は、事前に相談窓口に連絡し、日時等を調整するものとする。

4 第 7 条関係（苦情処理の対象）

「既に苦情処理された事案」とは、苦情申出事案について、要綱第 10 条に定める処理方針案を踏まえ、事務局長が処理方針を決定し、処理結果を苦情申出者に通知した事案をいう。

5 第 9 条関係（事実関係の確認）

- (1) 苦情申出者が希望する者が、当該苦情内容について確認することができると相談窓口が認める所属職員の場合、相談窓口は、当該希望する者の事情聴取等の場への同席を認めるものとする。
- (2) 同席人数は 1 名とする。
- (3) 事実関係の確認に直接関係のない発言や事情聴取等の場を乱し、または進行を妨げるような発言は制限できるものとする。

6 第 10 条関係（処理方針の検討）

- (1) 企画総務部人事課において、人事考課の運用に関する検討委員会の組織及び運営等を要綱に定め、委員会を設置するものとする。
- (2) 「人事考課の手続きに課題があると認められるもの」とは次の場合をいう。
 - ア 面談を実施していない
 - イ 評価の根拠となる記録がない
 - ウ 考課者の日常的な指導がない